

判決年月日	平成23年6月6日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成22年（行ケ）第10339号		
○ 結合商標である本願商標の拒絶査定不服審判不成立審決が取り消された事例			

（関連条文） 商標法4条1項11号

（事案の概要）

本件は、原告が下記商標（本願商標）につき商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたので、これに対する不服の審判請求をしたが、特許庁から請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

本草製薬の
潤煌
うるおう

（争点）

争点は、本願商標が下記引用商標1ないし3と類似するか（商標法4条1項11号），である。

引用商標1

潤 甦
JUNKOU

引用商標2

うるおう

引用商標3

じゅん こう

潤甦

審決は、本願商標と引用商標1ないし3はいずれも類似すると判断したが、本判決は、大要、次のとおり判示して審決を取り消した。

1 本願商標と引用商標1との類否

本願商標は、「本草製薬の」「うるおう」「潤煌」という複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるところ、そのうち「潤煌」の文字の部分は、他の構成部分と比較してひととき大きく表示され、しかも「潤煌」という文字自体が成語ではなく一種の造語と解されることから、この部分が取引者・需要者に対し強い印象を与えるようにもみえるが、一方で「本草製薬の」の部分は、一見して出願者の商号若しくは屋号であることが明らかであるから、この部分は極めて顕著な出所識別力を有する部分であり、さらに「うるおう」の部分は、文字こそ小さいが全体の構成の中央部分に赤地に白抜きで表示されているため極めて目立つ部分といえる。したがって、本願商標においては、「潤煌」の部分が他の構成部分に比して取引者・需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印

象を与えるとまではいえず、また、本願商標はそれ以外の部分から出所識別標識としての
称呼が生じないと認められる場合ともいえないから、商標の類否判断において、ことさら
「潤煌」の部分のみを抽出しこの部分だけを他人の商標と比較してその類否を判断するこ
とは許されないというべきである。

・・・，本願商標と引用商標 1 とは、外観が著しく異なり、両者とも特定の観念を生じ
ないから観念において比較することができず、称呼も類似するとはいえない上、上記取引
の実情をも考慮して取引者・需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して判断すると、
両者は類似の商標ということとはできないというべきである。

2 本願商標と引用商標 2 との類否

本願商標と引用商標 2 とは、観念について一部共通する部分があり、称呼についても一
部重なる部分があるものの、全体的には類似するとはいえず、特に外観が著しく異なるか
ら、取引者・需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して判断すると、両者は類似の商
標ということとはできないというべきである。

3 本願商標と引用商標 3 との類否

本願商標と引用商標 3 の外観は、その構成の中で大きな部分を占めるのが漢字 2 文字で
あり、そのうちの 1 文字がいずれも「潤」である点で共通するが、もう 1 文字につき前者
が「煌」であり、後者が「甦」であって全く共通性のない文字であるばかりか、・・・，
本願商標には識別力のある「本草製薬の」及び赤地に白抜きの「うるおう」の文字が統一
的にバランスよく配されているから、全体的に観察すると、両商標の外観は異なるという
べきである。